

令和 6 年度

公共事業評価実施結果一覧表

令和 6 年 7 月実施

企画課

令和6年度公共事業評価実施事業一覧（令和6年7月実施分）

[illegible]

令和6年度第2回南相馬市公共事業評価結果

No.	1	事業名	南相馬市新庁舎建設事業		主管課	総務部公有財産管理課	
事業の目的	対象	誰に、何に対して働きかけるのか					
	象	○市民（または市職員）					
	意図	対象がどのようなことができるのか					
	図	○本庁舎新設による庁舎自体の安全性の確保と維持管理費を縮減することで、庁舎の業務継続性や経済性が向上する。また、更なるバリアフリー化の推進やユニバーサルデザイン化を導入することで、市民が来庁しやすくなる。 ○ワンストップによる行政サービスを提供するとともに、更なるデジタル化を推進することで、市民の利便性と行政効率が向上する。 ○災害対策本部室の機能集約や非常用電源などの代替機能の強化により、災害時における災害対応の拠点としての機能が向上する。					
	的	どのような結果をもたらすのか					
結果	○庁舎の安全性や利便性等が向上することで、市民が集い賑わう「まちの新たな市民活動拠点」となり、ここで市民活動が数多く取り組まれ、ひいては協働のまちづくりの推進に資することとなる。 ○効果的かつ効率的な行財政運営を通じ、健全な行政運営を図り、将来に向けて持続可能なまちになる。 ○災害時における災害対応の拠点施設としての機能が向上し、災害が発生した場合の被害の最小化及びその迅速な回復に資することとなる。						
手段	○建設地 原町区三島町二丁目地内（約13,800㎡） ○整備概要 庁舎（9,090㎡） 車庫（200㎡） ○事業スケジュール 令和4年度 基本設計 オフィス環境調査業務 令和5年度 基本設計 オフィス環境調査業務 令和6年度 基本設計 公共事業評価 事業認定 用地交渉・取得 実施設計 文化財調査 令和7年度 実施設計 令和8年度 実施設計 建設工事 令和9年度 建設工事 令和10年度 建設工事 令和11年度 引越、開庁、現庁舎解体	事業費（千円）	～令和6年度	383,734			
			令和7年度	49,028			
			令和8年度	3,320,973			
			令和9年度	719,907			
			令和10年度～	4,479,243			
			総事業費	8,952,885			
担当課による自己評価	必要性	市民ニーズはあるか					
		市民ニーズ	○庁舎集約：市民が通常の用件で来庁した時は1・2階のフロアですべての手続きを完結するように部・課を配置すべき等 ○バリアフリー化：入り口に入ったら視覚で行きたい課に行ける案内が欲しい。ワンフロアは広めにし、車椅子の方がすれ違いに不自由しないようにして欲しい等 ○災害対応：市長室や危機管理課、災害対策本部室を同フロアに集約・配置し、同対策本部室には、大型スクリーン等の危機管理時に対応可能な資機材を整備。トイレは災害時にも使えるようにすべき等				
	行政関与	市が積極的に関与すべき事業なのか					
			○庁舎については、地方自治法第238条の規定に基づく、行政財産のうち、公用財産として、地方公共団体が事務事業を執行するためのものであるため、市が事業実施主体となるべき理由・必要性がある。				
	有効性	どのような効果が期待されるか					
その他	成果の期待度	○庁舎の集約化により、来庁者の移動距離・待ち時間等が確実に短縮できる。加えて、バリアフリー化やユニバーサルデザインの導入により障害を持つ方などのアクセシビリティの向上が図られる。 ○維持管理費の削減と高度な省エネ設備の導入により、業務継続性や経済性が高まることから健全な行政運営に寄与することができる。 ○災害対応の拠点として、防災関係機関が一堂に会し、災害情報の収集・集約を行うとともに、指揮命令系統が強化され、迅速かつ適切な初動体制の構築や住民の避難誘導など、災害が発生した場合における被害の最小化及びその迅速な回復が期待できる。					
	優先性等	○本庁舎の老朽化により、直近5年は施設修繕費に年間1,600万円程度の費用を要しており、経年による更なる費用負担が見込まれることから、優先的に本事業に着手することが必要である。 ○今後、新市建設計画を見直すことで「合併特例債」が令和12年まで活用可能になること、「ZEB補助金」が令和10年まで活用可能であることなどから、優位な財源を最大限に活用し、市の財政負担を軽減するため、これら特定財源の補助対象期間等を鑑み、優先的に本事業を実施することが必要である。					
	総合評価	必要性・有効性がともに認められる。					

令和6年度第2回南相馬市公共事業評価結果

公共事業評価委員会評価結果	
総合評価	必要性・有効性がともに認められる。
付帯意見	なし
対応方針	なし